

3年生就職・進学準備期間中の心得

(1) 家庭生活の心得

- ① 午後10時～翌日午前4時の夜間は『深夜』とされ、この時間帯に保護者以外との外出は沖縄県青少年保護育成条例第9条で禁止されています。深夜徘徊や外泊は事件・事故などに巻き込まれる可能性が高いのでしてはいけません。
- ② 飲酒・喫煙をはじめ、高校生として不健全、不健康な行為は絶対にやってはいけません。また、友達にもさせないようにしましょう。
- ③ 酒類を提供する居酒屋、クラブ、カラオケ、パチンコ等の不健全な遊技場や娯楽施設等の未成年者の立ち入り禁止の場所、及び喫煙客の多い場所への出入りは絶対にやめましょう。
- ④ 大麻、シンナー、麻薬、覚醒剤等については絶対に手を付けてはいけません。
- ⑤ メールや出会い系サイト等によるトラブルが少なからず発生しています。そのような事件に巻き込まれないように甘い誘惑は断ち切り、細心の注意をしましょう。
- ⑥ 高校生だけのキャンプやペンション等への宿泊は禁止です。キャンプ等は保護者の引率のもとで行うようにしましょう。

(2) 交通安全について

- ① 自分の命を大切にするとともに、加害者にならないためにも交通規則を守り、安全歩行、安全運転（自転車や自動車含）を心掛けましょう。
- ② 特に交通三悪である無免許運転、飲酒運転、暴走行為は絶対にしてはいけません。
- ③ 交通事故は、深夜に多く起こっています。夜間のドライブやツーリング、暴走行為は厳につつしみ、また交通事故に遭わないように気をつけましょう。

(3) 期間中の登下校について

- ① 期間中も登校する場合は、原則として制服を着用し、HR活動で作業を行う場合は本校指定の体育着かジャージを着用してください。違反の場合は帰宅し、着替えてから再登校となります。
- ② 自動車、自動二輪車、原動機付自転車など車両での登下校はしてはいけません。
※登下校以外でも制服を着用しての運転は登下校と見なします。また、在校生（兄弟姉妹含）の送迎も禁止となります。
- ③ 染髪や異装、ピアス等装飾品の着用、シャツ出しや制服の崩着、その他身なり指導の禁止事項に抵触する身なりでの登下校や校内活動は認めません。違反した場合、指導の対象となります。
- ④ 校時中はむやみに校内を歩き回ってはいけません。



(4) 身なりについて

それまでの長い指導の過程でせっかく直ってきているにも関わらず、期間中に染髪して、『茶髪が直らない』、『髪が傷んで染まらない』という生徒が毎年います。また、指導から逃げる、約束を破る、ごまかす、いい加減に直す、十分に直っていない等の行為があると就職・進学準備期間中でも登校することになったり、予行演習に参加できなくなったりします。更にそういった指導に応じない場合には卒業式に参加させることはできません。

もし未だ色が残っている等十分に直っていないと判断された生徒はしっかりと直させて卒業式に臨ませて下さい。

当日は生徒指導部職員が体育館入り口、卒業生控え場所で確認を行います。晴れの日にお互い嫌な思いをしたくないのは共通の思いです。ご家庭でのご指導をよろしくお願い致します。